

平成 19 年 6 月 22 日

関係団体 各位

経済産業省製造産業局産業機械課長  
高橋 泰三

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

平成 15 年 12 月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」では、組織犯罪等からの経済、社会の防護を掲げ、暴力団の資金獲得活動に係る積極的な対策の必要性を指摘しています。

政府としては、これを踏まえ、平成 18 年 7 月 21 日、犯罪対策閣僚会議の下に「暴力団資金源等対策ワーキングチーム」を設置し、暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策について検討してきました。同ワーキングチームにおける検討の結果、この度、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について、別紙のとおり「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

貴法人におかれましては、本件の趣旨につき御理解をいただき、傘下の会員企業（等）に対し、指針の周知を図るとともに、各企業（等）において、業種、業態、企業規模等に応じた適切な対応が講じられるよう、よろしくお取り計らいください。

(参考 1) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」掲載 URL  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>

(参考 2) 暴力追放運動推進センター 一覧表  
<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/index2.htm>

(本件についての問い合わせ先)  
経済産業省経済産業政策局企業行動課  
木村（聰）、坂本  
(直通) 03-3501-1675  
(代表) 03-3501-1511  
内線：2541～2546

製造産業局産業機械課  
担当：平林  
(直通) 03-3501-1691